

在日コリアンに対する差別

在日コリアンは、日本が朝鮮半島を植民地としていた時代に日本に渡ってきた人たちと、その子孫です。当時、その多くが日本がすすめた政策によって生活が困窮し、仕事を求めて故郷を離れました。植民地時代の朝鮮人は日本国籍とされていたことから、比較的渡航しやすく、日本の企業も安い賃金で雇うことができる朝鮮人を積極的に招き入れました。

何十万人もの朝鮮人が日本で生活基盤を築き、日本語しか話せない世代も誕生しました。このことが、第二次世界大戦後多くの朝鮮人が日本に残留を続けた理由です。1950年6月に朝鮮半島で新たに戦争が始まり、政治や社会が混乱したこと、その傾向に拍車をかけました。

ところが戦後、在日コリアンは一方的に外国籍者として扱われ、政治的、社会的権利を制限されて生きることを余儀なくされています。在日コリアンの、人間としての尊厳すら否定するヘイトスピーチも、後を絶ちません。

今や在日コリアンは3世、4世以降の世代が多くなりましたが、こうした差別のため日本風の通称名を使い、朝鮮半島との民族的ルーツを隠して生きる人もいます。

在日コリアンの民族的ルーツを尊重し、人間として平等な権利を保障するためにも、制度的差別を撤廃し、偏見やべつ視を克服する教育や啓発が求められています。

<監修・執筆> 文公輝(ムンゴンフィ)

韓国籍の在日コリアン3世。NPO法人多民族共生人権教育センター(大阪市生野区)で、理事・事務局長を務める。

www.taminzoku.com

同朋社会 一緒に生きる社会を築くためにー

あらゆる差異(ちがい)を認め合い、平等な関係の中で生きることができる世界を、阿弥陀如来は「浄土」として建立し、私たちと現実の社会を照らし続けています。差別のない社会を生きるということは、「浄土」を願い生きる者にとっていわば権利であり、互いに侵してはならないものであるといえます。人種、民族、国籍の違いを越え、平等な人間関係のなかで生きることができる社会を築くために、私たちは何ができるのでしょうか。このリーフレットを監修いただいた文公輝さんのメッセージを以下に紹介します。

差別という、得体の知れない社会の仕組みを前にすると、「個人の力では何もできない」「変えることができない」と無力感が募ります。

しかし、かつて差別の象徴ともいわれ、何があっても変わらないといわれた外国人登録法に基づく指紋押捺義務は、20年近く続いた粘り強い市民運動によって撤廃されました。多くの制度上の差別が同様に是正されています。どんな差別でも、声をあげ続けることでなくすことができるのです。

一人ひとりができるることはたくさんあります。差別や人権侵害について「知る」「考える」、そして許さない、間違っていると思っていることを言葉や態度で示すことも大切です。それにより無自覚に差別をしている人たちには間違いに気づくことができますし、差別に苦しんでいる人にとってはあなたとつながり、相談したり、つらい気持ちを吐き出したりすることができます。そのことだけでも差別を受ける人たちにとっては、随分と楽に生きることができるようになるものです。

編集責任・お問い合わせ

真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部

〒600-8164 京都市下京区上柳町199 しんらん交流館内
TEL 075-371-9247 / FAX 075-371-9224



illustration : Minnie Happiness

多国籍化、多民族化する日本の現状

2017年末の時点で、日本に3ヶ月以上滞在して暮らしている外国人は約256万人。日本の人口のおよそ2%です。最も多い国籍は中国で、次いで韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピン、ブラジルと続きます。このうち、中国と韓国・朝鮮の国籍を持つ人だけで、全体の半数弱を占めています。

また国際結婚は全体の3.4%にのぼり、新生児の約2%は父母いずれかが外国籍です（いずれも2016年調べ）。さらに「帰化」が許可されて日本国籍を持つことになった人は、戦後の累計で54万人以上になり、その子どもや孫にあたる世代も相当数にのぼるでしょう。

これら、外国とつながりを持ちながら日本で生きる人たちの多くは、身体的特徴では見分けにくく、日本で生まれ育ったことから日本語を母語としています。日常生活では日本風の名前を使っている人も多くいます。実際には多国籍化、多民族化が相当進んでいるにもかかわらず、そのことに気づきにくいのが日本人種差別、民族差別問題の特徴なのです。

日本国籍を持っていれば制度的な差別を受けることはほとんどありません。しかし、国籍に係わらず差別的言動、就職差別、入居差別等の被害を受けている現状は、根深いものがあります。

東本願寺のホームページでは解放運動推進本部で作成した各種課題の啓発リーフレットをご覧いただけます。

国の調査が明らかにした外国人差別

2017年3月、法務省から「外国人住民調査報告書」が発表されました。それによると過去5年間だけをみて、外国人住民のうち39.3%が入居差別を、25%が就職差別を経験しています。

さらに、30%の人が、外国人であることを理由に面と向かって差別的、侮辱的なことを言われています。13.6%の人が、外国人であることを理由としたいじめを、8.9%の人が結婚や交際で差別を経験しています。

差別の加害者としては、見知らぬ人、職場、学校、近隣住民、日本人の友人・知人、日本人の配偶者やその家族等があげられています。あらゆる人間関係のなかで、差別的な言動によって傷つく思いをしているのです。

* またヘイトスピーチと呼ばれる、露骨な差別的言動、差別をあおる言動による被害も深刻です。20.3%の人がデモや街頭宣伝、38%の人がインターネットでおこなわれるヘイトスピーチを直接経験しています。その結果、日本で生活を続けることに不安や恐怖を感じるほどの精神的被害を受けています。

日本社会には、外国人に対する極めて深刻な差別が存在しているといわざるを得ません。

※ヘイト【hate】：憎む。ひどく嫌う。憎悪。

ヘイトスピーチ解消法を知っていますか？

デモ行進や街頭宣伝、インターネット等でおこなわれるヘイトスピーチが在日コリアンをはじめとする外国人とつながりを持ちながら生きる住民に多大な被害を与え、差別意識を拡大させています。

これに対して、2016年、ヘイトスピーチ解消法(以下、解消法)が施行されました。解消法は、ヘイトスピーチを許さない国の立場を宣言し、解消に向けた国や地方自治体の基本的施策を定めています。

さらにヘイトスピーチを、**A**脅迫（「〇〇人を殺せ」「〇〇人は死ね」等）、**B**著しい侮辱（特定の人種、民族を人間以外の動物や昆虫にたとえたり、蔑称を用いること等）、**C**社会からの排除を扇動する（「〇〇人は日本から出て行け、帰れ」「〇〇人を強制送還しろ」等）といった3つのタイプに分けて定義しています。

解消法ではヘイトスピーチをなくすため、国は相談体制を整備し、教育・啓発をおこなう責務があること、地方自治体は実情に応じて努力する義務があることを記しています。

そして、解消法は、私たち一人ひとりがヘイトスピーチのない社会を築くために努力する義務があることを記しています。解消法は、私たち一人ひとりが活かしていく法律なのです。

